

鬼北町電子地域通貨事業 第2次加盟店募集

KIHOCA加盟店になるには

※令和6年7月29日時点の情報です。

1 鬼北町内の店舗であれば、どなたでも加盟できますが、以下の事項についてはKIHOCAの利用は禁止です。予めご確認ください。

1. 商品券、ビール券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペードカード、チケット、電子マネーのチャージ、宝くじ、有価証券、その他、換金性・投機性の高いもの
2. 土地や家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
3. たばこ（電子タバコを含む）の購入
4. 国または地方公共団体への支払い（国税、地方税、保険料、使用料等の公租公課）
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払い
6. 特定の宗教・政治団体と関わるもの
7. その他公序良俗に反するもの
8. 本事業の目的を踏まえ不相当と鬼北町が認めるもの

2 加盟金・手数料について

I. 「KIHOCA電子マネー」

発行者：鬼北町 決済方法：月1回

◎加盟金 **鬼北町商工会員** 5,000円

※再加盟の場合も徴収します

◎手数料 **無料**

II. 「KIHOCAポイント」

発行者：鬼北町商工会 決済方法：月1回

◎加盟金 **鬼北町商工会員** 5,000円

※再加盟の場合も徴収します

◎手数料 **売上額の2%**

※マネー及びポイントの加盟金は商工会から御請求します
※既に払い込んだ加盟金等は、理由の有無にかかわらず、返還できません
※売上金及び手数料は、システム上で確認いただき、口座振込・振替によって精算します
※上記金額は全て税別です

マネー及び
ポイントの加盟金

先着**100名様**無料



3 KIHOCA利用に必要な機器及び補助金

「タブレット(iPad)」と「レシートプリンター」が必要です。

鬼北町では、KIHOCAを利用する事業所に対して、タブレット(iPad)とレシートプリンターの購入費の補助を行います。

1. 補助対象者 ・ 町内に店舗又は事務所を有する方
・ 町内で事業活動を行い、消費者と取引を行う方
・ 町税を滞納していない方
2. 補助金額(購入金額の4分の3、千円未満切り捨て)
・ 限度額 7万5千円。先着予算の限り、概ね17者程度の予定

機器の詳細や購入費の補助金に関しては必ず「鬼北町商工会」へご相談ください。

第2次補助金
申請締切は
令和6年
8月30日金まで

